

新携帯電話の運用変更の目的なにか？

呼び出す場合はどのような場合なのか？

労働外時間は電話に出なくてもよいのか？

12月1日より各運転職場で新しい携帯電話を持つての乗務が始まった。会社より「携帯電話の運用方法の変更について」の説明されたが、多くの疑問と不安があり、JR東海労名古屋地本は新携帯電話の扱いと運用方法の変更について「申第11号」にて申し入れをおこなった。

JR東海労名古屋地本申第11号 2008年12月2日	
東海旅客鉄道株式会社 東海鉄道事業本部 本部長 中村 満 殿	JR東海労働組合名古屋地方本部 執行委員長 丹羽 成生
乗務員の携帯電話の運用変更について	
会社は、2008年12月1日より運転士、車掌が勤務時、使用する携帯電話を新型に変更し、さらに運用方法を変更した。各職場では訓練により説明されているが、導入に先立ち組合に提案がないこと、運用方法を一方的に変更したことに対して説明を求める。 早急に業務委員会を開催し、誠意ある回答をすること。	
記	
1. 新型携帯電話の導入を、組合に提案しなかった理由を明かにすること。	
2. どの様な場合に使用するのか目的と基準を明確にすること	
3. 業務中に携帯電話の呼び出しがあった場合、どうなるのか明かにすること。	
4. 紛失・破損した時の責任はどうなるのか明かにすること。	
5. 労働外時間は、携帯しなくても良いのか明かにすること。	
6. ベルトに差し込む専用ケースでは、ケースごと落失する恐れがある。通常は乗務カバンの中に入れる様に変更すること。	
以 上	

いま職場では、ますます労働強化が進められ、余裕のない仕事と厳しい責任が押しつけられています。

私たちは小さな事でも人間的な労働を求め、会社に改善を要求します。皆さんの声と要求をJR東海労に届けてください。